

備考1 この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式」を添付すること。

2 無線従事者免許証の番号の変更にあつては、無線従事者資格の変更の場合に限る。なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

(1) 免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

(2) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(3) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること

3 該当する□にレ印を付けること。

4 申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。

(2) 申請（届出）者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

(3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名（公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。）を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(4) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6 2の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号（予備免許を受けているものにあっては、予備免許通知書の番号）を記載すること。

(3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

7 免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。